[原著論文]

司法ソーシャルワーク推進に向けた 地域包括支援センター職員と弁護士・司法書士の 連携に対する認識

田 中 結 香¹⁾ 望 月 宗一郎²⁾ 渡 豫 降 文³⁾ 鷲 野 明 美³⁾

Perceptions of Collaboration for Facilitating Judicial Social Work Among Community Comprehensive Care Center Staff,

Attorneys and Judicial Scriveners

TANAKA Yuka, MOCHIZUKI Soichiro WATANABE Takafumi. WASHINO Akemi

抄 録

【目的】

高齢者や障がい者の権利擁護における司法ソーシャルワークを円滑に実践するために、地域包括支援センター職員と弁護士・司法書士の司法ソーシャルワークに対する連携の認識を明らかにすることを目的とした。

【方法】

A 県の地域包括支援センター職員、弁護士、司法書士の計455人を対象に、無記名自 記式質問紙郵送調査を実施した。

【結果】

「司法ソーシャルワーク」という言葉を聞いたことがあるか、または実践したことがあるかの質問に対し職種による差が有意に見られ、弁護士が高かった。日々の成年後見活動や研修会への参加が連携のきっかけとなっていた。

【考察】

円滑な連携のためには相互の業務を十分理解し、日ごろから情報を共有する必要がある。職種を越えて共に学ぶ機会を設け、その場に参画することで、司法ソーシャルワークのより一層の推進を図れる可能性が示唆された。

キーワード:司法ソーシャルワーク、地域包括支援センター 弁護士、司法書士、連携

- 1) 甲府市西地域包括支援センター
- 2) 健康科学大学 看護学部 看護学科
- 3) 健康科学大学 健康科学部 福祉心理学科

I. 緒 言

近年わが国では、社会的入院患者の平均在院日数の短縮に向け、療養病床減少による慢性疾患を抱えた高齢者の在宅移行¹⁾や障がい者の地域移行支援及び地域定着支援²⁾が積極的に取り組まれている。地域において安心して自立した生活を続けるために、判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援体制も必要となる。「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では権利擁護支援の枠組みを各地域で総合的に整備する必要性が謳われている³⁾。

これまで費用がないと法律専門職に相談できずに権利が護られなかった実態もあったが、現在は日本司法支援センター(以下、「法テラス」とする。)が整備され、誰もが安心して暮らしていける社会づくりにも貢献しようとする動きがある⁴⁾。法テラスでは、自ら司法サービスにたどり着けない高齢者・障がい者等が抱える問題の総合的解決を図る「司法ソーシャルワーク」が推進され、2013年には政府の公式的政策概念となっている⁵⁾。定義や目的に微妙な差があるものの⁵⁾、厚生労働省では司法ソーシャルワークを、「自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策⁶⁾」と定義しており、保健医療福祉専門職と弁護士や司法書士等(以下、「法律専門職」とする。)の更なる連携体制を整備し始めている。

高齢者分野において権利擁護事業の担い手である地域包括支援センターでは地域包括ケアシステム構築を目的に、日頃様々な専門職と連携して業務を行っている。高齢者虐待対応においても、支援の背景に多重債務や年金搾取等の経済的問題があったり、施設入所における保証人等身分関係の法的な問題があったりする事例もあり、法律専門職との連携が必要なケースも多い。高齢者の権利擁護に向けた支援のためには、今後もさらに保健医療福祉専門職と法律専門職が連携して対応することが望ましいと考えられる。

司法ソーシャルワークの必要性についての報告は濱野^のや太田^のがある。日本弁護士連合会においても、保健医療福祉専門職と法律専門職の連携事業が各都道府県で取り組まれているものの、地域包括支援センター職員は法律専門職との連携が少ないという報告^のや円滑な連携ができていない現状に関する報告^のもある。高齢者や障がい者が地域で安心した生活を送れるよう支援するためには、保健医療福祉専門職と法律専門職が連携して支援にあたることが重要であり、相互の連携に対する意欲の高さや連携の阻害要因を把握することは、司法ソーシャルワークの円滑な実践に大きく影響すると考えられる。そこで本研究は、保健医療福祉専門職、特に地域包括支援センター職員と法律専門職の司法ソーシャルワークに対する連携の認識を明らかにすることを目的とした。

Ⅱ. 対象と方法

A県にある地域包括支援センター35ヶ所(2017年2月14日現在)に直接電話をかけて把握した在籍する地域包括支援センター職員207人、A県弁護士会ホームページに掲載されている弁護士119人(2017年2月14日現在)、A県司法書士会ホームページに掲載されている司法書士129人(2017年2月14日現在)の合計455人を対象に、無記名自記式質問紙郵送調査(委託地域包括支援センターのみ無記名自記式質問紙留置調査)を実施した。

調査票は地域包括支援センター職員と法律専門職の職種別に作成した。調査項目は、 基本属性(性別、年齢、職種、経験年数、取得している資格、役職、運営形態、成年後 見活動の有無等)のほか、司法ソーシャルワークに関すること、連携に対する認識等で あった。司法ソーシャルワークに関することについては、「司法ソーシャルワークとい う言葉を聞いたことがあるか」また「司法ソーシャルワークを実践したことがあるか」、 連携に対する認識については、「連携した経験があるか」、「連携のきっかけは何か」、「ど のようなことで連携したか」、「連携してよかったことがあるか」、「連携に関して困難な ことはあるかしとした。司法ソーシャルワークに関することと連携に対する認識のうち、 「連携した経験があるか」、「連携してよかったことがあるか」については「ある」、「な い」の2件法で確認した。「連携のきっかけは何か」、「どのようなことで連携したか」、 「連携に関して困難なことはあるか」に関しては選択肢の項目を先行研究11や報告書10121 を参考に抽出して作成した。さらに、地域包括支援センター職員の調査票は直営地域包 括支援センターと委託地域包括支援センターであるB市及びC市の経験年数5年以上 の地域包括支援センター職員に助言をもらい、法律専門職の調査票はD県弁護士会に 所属している弁護士3人に助言をもらい、質問項目や選択肢の洗練及び確認を行い修正 した。また、調査時は司法ソーシャルワークの定義を調査票に示した上で実施した。解 析には統計ソフト SPSS21 を使用し、各検定における有意水準は5%とした。調査は 2017年2月~3月に実施した。

Ⅲ. 倫理的配慮

研究の対象者には、調査の主旨と内容、方法、結果の取り扱い、匿名性の保持等について調査票に同封した文書で説明した。調査への協力は自由意志とし、調査用紙への回答をもって本調査に同意したと判断した。また、回答者・非回答者を特定できないよう、調査用紙は無記名とし、回答後の調査用紙は対象が自ら厳封した上で回収した。回収した調査用紙は施錠可能な場所で厳重に管理した。また、本研究は、健康科学大学研究倫理委員会において承認を得ている(承認番号第27号)。

Ⅳ. 用語の操作的定義

司法ソーシャルワーク:自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等につ

いて、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策⁶⁾

V. 研究結果

回収数は、地域包括支援センター職員123人(59.4%)、弁護士30人(25.2%)、司法書士31人(24.0%)の合計184人(40.2%)であり、全て有効回答であった。

1. 基本属性

対象の概要を表1に示した。地域包括支援センター職員は男性は23人(18.7%)、女性は100人(81.3%)で、平均年齢± SDは42.5±10.8歳であった。これまでの保健・医療・福祉・介護の経験年数± SDは17.4±9.4年であり、地域包括支援センター職員の経験年数 ± SDは5.5±3.4年であった。現在勤務している職種(複数回答)は保健師は54人(43.9%)、社会福祉士は36人(29.3%)、主任介護支援専門員は32人(26.0%)、介護支援専門員は17人(13.8%)、その他は2人(1.6%)であった。取得している資格(複数回答)は介護支援専門員が最も多く87人(70.7%)で、次いで看護師(准看護師含む)が62人(50.4%)、保健師が47人(38.2%)、社会福祉士が47人(38.2%)と続いた。役職は管理職は16人(13.0%)、管理職以外は107人(87.0%)であった。運営形態は直営地域包括支援センターは70人(56.9%)、委託地域包括支援センターは53人(43.1%)であった。成年後見活動は現在しているが5人(4.1%)、していないが117人(95.1%)、以前していたが1人(0.8%)であった。

弁護士は男性は24人 (80.0%)、女性は6人 (20.0%) で、平均年齢 \pm SD は 44.0 ± 9.3 歳であった。弁護士登録年数 \pm SD は 12.9 ± 7.5 年であった。成年後見活動は現在しているが28人 (93.3%)、していないが1人 (3.3%)、以前していたが1人 (3.3%) であった。

司法書士は男性は27人 (87.1%)、女性は4人 (12.9%) で、平均年齢 \pm SD は61.5 \pm 15.1歳であった。司法書士登録年数 \pm SD は22.2 \pm 13.2年であった。成年後見活動は現在しているが22人 (71.0%)、していないが4人 (12.9%)、以前していたが5人 (16.1%) であり、リーガルサポート会員は23人 (74.2%)、会員でないは8人 (25.8%) であった。

職種ごとの平均年齢には有意に差があり(F(2, 181)=34.78, p<.001)、多重比較(Tukey b)によれば、司法書士の年齢が有意に高かった。職種ごとの平均経験年数(または登録年数)には有意に差があり(F(2, 181)=6.83, p=.001)、多重比較(Tukey b)によれば、司法書士の年数が有意に高かった。成年後見活動の有無については職種による違いが見られ(X^2 =147.3, p<0.001)、弁護士及び司法書士は地域包括支援センター職員に比べ有意に成年後見活動をしていた。

2. 司法ソーシャルワークについて

司法ソーシャルワークについて表2に示した。「司法ソーシャルワーク」という言葉 を聞いたことがあるかについて、地域包括支援センター職員は「ある」が71人(57.7%)、

表 1	対象の概要
10 1	XI X V 기씨 攵

N=184

包括職員	包括職員(n=123)		=(n=30)	司法書士(n=31)			
n	%	n	%	n	%	– p値	
23	18.7	24	80.0	27	87.1	p<0.001***	
100	81.3	6	20.0	4	12.9		
42.	5±10.8	44	.0±9.3	61.			
13	10.6	0	0.0	0	0.0	p<0.001***	
34	27.6	10	33.3	4	12.9		
						,	
						p=0.001**	
-							
		r)					
	-,						
2	1.6						
(み回答)							
	70.7						
47	38.2						
47	38.2						
32	26.0						
	16.3						
	2.4						
107	87.0						
銭員のみ回答	-,						
70	56.9						
53	43.1						
意後見を含	含む)						
5	4.1	28	93.3	22	71.0	p<0.001***	
117	95.1	1	3.3	4	12.9		
1	8.0	1	3.3	5	16.1		
]答)							
]答)				23	74.2		
	n 23 100 42. 13 34 40 31 4 1 1 1 1 1 3 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 3	ア % 8 18.7 100 81.3 10.6 81.3 10.6 34 27.6 40 32.5 31 25.2 4 3.3 1 25.2 4 3.3 1 25.2 19 15.4 21 17.0 52 42.3 年数(包括職員のみ回答) 5.5±3.4 36 29.3 26 21.1 31 25.2 30 24.4 機員のみ回答) 5.5±3.4 36 29.3 32 26.0 17 13.8 2 1.6 2 1.	ロ % ロ ロ	R	Range	R 10 10 10 10 10 10 10	

包括職員:地域包括支援センター職員 -元配置分散分析、独立性の検定(*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001)

表2 司法ソーシャルワークについて

N=184

	包括職員	in=123)	弁護士(n=30)		司法書士(n=31)		
カテゴリ	n	%	n	%	n	%	– p値
「司法ソーシャルワーク」という言葉	を聞いたこと	があるか					
ある	71	57.7	29	96.7	16	51.6	p<0.001***
ない	51	41.5	1	3.3	13	41.9	
無回答	1	8.0	0	0.0	2	6.5	
「司法ソーシャルワーク」を実践した。	ことがあるか						
ある	26	21.3	19	63.3	7	6.5	p<0.001***
ない	96	78.0	11	36.7	22	22.6	
無回答	1	8.0	0	0.0	2	71.0	

包括職員:地域包括支援センター職員

独立性の検定(*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001)

弁護士は「ある」が29人(96.7%)、司法書士は「ある」が16人(51.6%)であった。「司法ソーシャルワーク」という言葉を聞いたことがあるかについては職種による違いが有意に見られ(X^2 =16.7、p<0.001)、弁護士の割合が高い傾向にあった。「司法ソーシャルワーク」を実践したことがあるかについて、地域包括支援センター職員は「ある」が26人(21.3%)、弁護士は「ある」が19人(63.3%)、司法書士は「ある」が 7人(6.5%)であった。「司法ソーシャルワーク」を実践したことがあるかについては職種による違いが有意に見られ(X^2 =21.1、p<0.001)、弁護士の割合が高い傾向にあった。

3. 連携について

これまでに業務上法律専門職(または保健・医療・福祉・介護専門職)と連携した経験があるかについて、地域包括支援センター職員は「ある」が84人(68.9%)、弁護士は「ある」が21人(70.0%)、司法書士は「ある」が21人(67.7%)であった。3職種の連携した経験に有意に差が見られなかった(p=0.906)。連携した経験があると回答した者のうち、連携のきっかけ(複数回答)については、地域包括支援センター職員・弁護士・司法書士の合計で「成年後見活動」が84人(66.7%)と最も多く、次いで「研修会参加」が60人(47.6%)、「法律相談」が57人(45.2%)、「事例検討会」が42人(33.3%)と続いた。法律専門職(または保健・医療・福祉・介護専門職)とどのようなことで連携したか(複数回答)については、地域包括支援センター職員・弁護士・司法書士の合計で「成年後見活動」が78人(61.9%)で最も多く、次いで「個別のケースの法律相談や助言」が76人(60.3%)、「個別のケース会議」が54人(42.9%)と続いた。法律専門職(または保健・医療・福祉・介護専門職)と連携してよかったことがあるかについて、地域包括支援センター職員は「ある」が79人(94.0%)、弁護士は「ある」が20人(95.2%)、司法書士は「ある」が16人(76.2%)であった。連携してよかったことがあるかについては3職種間で有意に差が見られなかった(p=0.086)。

法律専門職(または保健・医療・福祉・介護専門職)との連携に関して困難なことはあるか(複数回答)について、地域包括支援センター職員・弁護士・司法書士の合計で「気軽に相談できない」が80人(43.5%)と最も多く、次いで「タイムリーに相談できない」が39人(21.2%)、「連携していないためわからない」が22人(12.0%)と続いた。

Ⅵ. 考 察

1. 司法ソーシャルワークについて

従来では「司法福祉」と言われていた司法福祉学は1960年代に山口によって提唱された社会福祉学の一分野である¹³⁾。司法福祉の軸は青少年の保護、矯正、教育だったが、児童虐待、精神障がい者の触法行為、社会福祉サービス利用者の権利擁護¹³⁾等へ拡がりを見せている。近年では、精神保健福祉法による精神医療審査会では法律に関し学識経験を有する者(弁護士・検事・判事等)として委員に規定されている。医療観察制度においては、精神保健福祉士の有資格者等の社会復帰調整官が配置され、家庭裁判所や保護観察所等の司法機関では法律専門職が保健医療福祉専門職と連携して業務を遂行する機会が設けられている。司法福祉の対象領域は拡大傾向にあり⁵⁾、現在の司法ソーシャルワークの概念は従来の司法福祉の拡張として位置づけられる⁵⁾のではないかと考えられる。

このように法律専門職の分野では徐々に保健医療福祉専門職との連携が身近になって きている。日本弁護士連合会では1995年の高知県での人権擁護大会の開催をはじめ、 1998年には高齢者・障害者の権利に関する委員会を発足し、高齢者・障がい者の権利の 確立と自立の支援等の活動を行ってきている14。2003年からは権利擁護の集いの開催等 安心して豊かに生活できる高齢社会の創造のために様々な取り組みをしている。各都道 府県弁護士会における高齢者相談モデル事業も展開しており、2016年には高知県弁護士 会で「地域包括支援センター・法テラスとの連携モデル事業 |、兵庫県弁護士会や長野 県弁護士会では「地域包括支援センターとの連携モデル事業」が実施されている。A 県弁護士会においても、2010年から福祉担当者からの高齢者・障がい者の法律相談を無 償で行う「福祉担当者ほっと相談」を、2016年から弁護士を無償で派遣する「福祉ほっ と派遣」を実施している。2013年以降、継続的に精神科病院での法律相談会も開催し、 福祉分野との連携に向けた活動を拡大している12。このように弁護士会では以前より保 健医療福祉職との連携に向けた取り組みをしていることから、「司法ソーシャルワーク」 という言葉を認識する機会が多くあると考えられる。以上より、地域包括支援センター 職員や司法書士にも「司法ソーシャルワーク」の概念の周知が必要であり、理解するこ とで日頃の実践の内容が司法ソーシャルワークであると認識することにもなると考えら れた。今後は、地域包括支援センター職員や司法書士を始めとして、多職種にも「司法 ソーシャルワーク」を理解してもらえるような周知活動をし、早期の段階で司法へのア クセスができるようなネットワークを構築していくことで協働してクライエントの課題 解決に向けた支援が可能になると考えられた。

2. 連携について

地域包括支援センター職員は法律専門職との連携が少ないという報告⁹⁾があるものの、地域包括支援センター職員、弁護士、司法書士ともにおよそ7割は相互に連携した 経験があると認識していた。円滑な連携に向けたネットワークを構築するためには、相

表3 連携について

N=184

		20	XE 375 1 -	- • •					
	合計		包括職員(n=123)		弁護士(n=30)		司法書士(n=31)		 - p値
	n	%	n	%	n	%	n	%	
これまでに業務上、法律専門職(または係	₹健・医排	寮•福祉·	·介護専門	閉職)と連打	隽した縚	経験がある	がか		
ある			84	68.9	21	70.0	21	67.7	p=0.906
ない			39	31.7	9	30.0	8	25.8	
無回答			0	0.0	0	0.0	2	6.5	
法律専門職(または保健・医療・福祉・介護	専門職)	との連	携のきっ	かけは何か	か(複数	回答)(n=	126)		
成年後見活動	84	66.7	47	56.0	17	81.0	20	95.2	
研修会参加	60	47.6	46	54.8	13	61.9	1	4.8	
法律相談	57	45.2	34	40.5	14	66.7	9	42.9	
事例検討会	42	33.3	28	33.3	12	57.1	2	9.5	
地域ケア会議	29	23.0	20	23.8	5	23.8	4	19.0	
講師依頼	24	19.0	17	20.2	4	19.0	3	14.3	
行政の法律相談事業	24	19.0	16	19.0	6	28.6	2	9.5	
ほっと相談(弁護士会)	20	15.9	13	15.5	7	33.3	0	0.0	
協議会(運営協議会等)	18	14.3	8	9.5	6	28.6	4	19.0	
紹介	9	7.1	6	7.1	2	9.5	1	4.8	
ホームページ一覧表	1	8.0	1	1.2	0	0.0	0	0.0	
その他	1	0.8	0	0.0	1	4.8	0	0.0	
法律専門職(または保健・医療・福祉・介護	専門職)	とどの	ようなこ	とで連携し	したか(複数回答) (n=126		
成年後見活動	78	61.9	41	48.8	18	85.7	19	90.5	
個別のケースの法律相談や助言	76	60.3	55	65.5	12	57.1	9	42.9	
個別のケース会議	54	42.9	37	44.0	8	38.1	9	42.9	
研修会	40	31.7	29	34.5	7	33.3	4	19.0	
事例検討会	35	27.8	22	26.2	11	52.4	2	9.5	
クライエントの法律対応	23	18.3	17	20.2	6	28.6	0	0.0	
協議会(運営協議会等)	20	15.9	8	9.5	7	33.3	5	23.8	
専門職チーム	9	7.1	7	8.3	1	4.8	1	4.8	
要綱策定	3	2.4	2	2.4	1	4.8	0	0.0	
マニュアル・手引き作成	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
法律専門職(または保健・医療・福祉・介護	専門職)	と連携	してよか	ったことが	があるか	(n=126)			
ある			79	94.0	20	95.2	16	76.2	p=0.086
ない			4	4.8	0	0.0	3	14.3	
無回答			1	1.2	1	4.8	2	9.5	
法律専門職(または保健・医療・福祉・介護	専門職)	との連	携に関し	て困難なる	ことはあ	るか(複	数回答)		
気軽に相談できない	80	43.5	72	58.5	5	16.7	3	9.7	
タイムリーに相談できない	39	21.1	35	28.4	1	3.3	3	9.7	
連携していないためわからない	22	12.0	14	11.4	4	13.3	4	12.9	
相談事業の予算が確保できない	20	10.9	11	8.9	7	23.3	2	6.5	
時間的余裕がない	19	10.3	13	10.6	1	3.3	5	16.1	
困難なことはない	18	9.8	8	6.5	6	20.0	4	12.9	
相手との日程調整ができない	13	7.1	11	8.9	0	0.0	2	6.5	
相談事業の諸手続きが容易でない	12	6.5	9	7.3	2	6.7	1	3.2	
相手に福祉(または法律)の知識がない	9	4.9	6	4.9	1	3.3	2	6.5	
保健・医療・福祉介護専門職	9	4.9	3	2.4	5	16.7	1	3.2	
(または法律専門職)が近くにいない	5	2.7	3	2.4	0	0.0	2	6.5	
人員が足りない	э	2.1	ა	2.4	U	0.0	2	0.0	
相手が連携の必要性を感じていない	3	1.6	2	1.6	1	3.3	0	0.0	
その他	4	2.2	3	2.4	1	3.3	0		
匀括職員:地域匀括支援センター職員				ᄽᅲᅷᆥ	サクセウ	= (* · n<0 (DE **: >>	·Λ Λ1 ***·	n<0.001)

包括職員:地域包括支援センター職員

独立性の検定(*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001)

互の顔の見える関係づくりが重要である。そのきっかけとして成年後見活動や研修会参加、法律相談、事例検討会が多くあげられた。成年後見人には専門職では弁護士、司法書士、社会福祉士が担うことが多く、成年後見活動を通じて知り合うことも少なくない。A県では1年に数回弁護士会と社会福祉士会が共同で主催する研修会や事例検討会が開催されており、研修会や事例検討会に参加することで相互に学び合う機会の確保となる。今後も多職種が参画できる機会を設けることで、顔の見える関係づくりのきっかけ

司法ソーシャルワーク推進に向けた地域包括支援センター職員と弁護士・司法書士の連携に対する認識になると考えられた。

また、地域包括支援センターでは権利擁護事業も行っており、法的な問題が絡む事例においては法律専門職の助言が不可欠である場合も多い。そのような際には成年後見活動や研修会等で知り合った法律専門職とのネットワークを活用する場合も多く、今後も成年後見活動や個別ケースの法律相談及び助言を通じて協働してケースに取り組む司法ソーシャルワークの実践が増えていくと考えられた。

一方で、相互の連携に関して困難なことについては、およそ5割が「気軽に相談できない」と認識していた。先行研究¹⁰においても、法律専門職に「必要なときに」「気軽に」相談できる関係づくりを求める意見が多いとの報告もある。気軽に相談するためには、日頃からの関係性が重要である。権利擁護の活動は一つの専門職のみで行えるものではなく、多職種との連携が必要である¹⁴⁾。円滑な連携のためには相互の業務について十分理解しておくことや情報を共有する必要性があり、多職種連携実践(IPW)に対する動機づけを高め、研修会や事例検討会等の職種を越えて共に学べる場へ参加を促していくことが重要であると考えられた。

Ⅷ. 本研究の限界

本研究では、対象とした地域が限定されており、一般化するには調査する地域を拡大 しなければならない。

本研究にご協力くださいました地域包括支援センター職員及び、弁護士、司法書士の皆様に深く感謝を申し上げます。また、A県弁護士会、A県司法書士会を始め、A県弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長の高橋由美先生には多大なるご支援をいただき、心よりお礼申し上げます。

本論文は第10回日本保健医療福祉連携教育学会(千葉)において発表した内容に、加 筆・修正を行ったものです。

本研究において開示すべき COI に相当する事項はありません。

〈引用文献〉

- 1) 厚生労働省:療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて〈http://www.mhlw.go.jp〉(参照日:2017年10月)
- 2) 厚生労働省:精神障害者の地域移行について (http://www.mhlw.go.jp) (参照日:2017年10月)
- 3) 社会福祉法人全国社会福祉協議会:〈http://www.shakvo.or.jp/〉(参照日:2017年4月)
- 4) 法テラス:運営理念〈http://www.houterasu.or.jp〉(参照日:2017年10月)
- 5) 濱野亮:司法ソーシャルワークによる総合的支援. 立教法学. 93. 194-155. 2016.
- 6) 厚生労働省: 法テラスにおける司法ソーシャルワーク 〈http://www.mhlw.go.jp〉(参照日: 2017年10月)
- 7) 濱野亮:司法ソーシャルワークと地域連携. 総合法律支援論業. 8.60-29.2016.

健康科学大学紀要 第14号 (2018)

- 8) 太田晃弘:司法ソーシャルワークとは何か. 法律のひろば. 66(3), 21-26. 2013.
- 9) 俵志江:地域包括支援センターの個別支援における連携の特徴—運営形態及び3専門職の比較から—. 近代姫路大学看護学部紀要. 4.23-29.2011.
- 10) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート:高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における,成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究事業報告書(概要版). 2012.
- 11) 久保元二:保健・医療・福祉の連携についての概念整理とその課題,右田紀久恵ら(編). 社会福祉援助と連携. 中央法規出版. 108-123. 2000.
- 12) 第12回高齢者・障がい者権利擁護の集い(資料集),高齢者・障がい者の権利擁護支援における各関係機関の連携―虐待対応等法的支援を中心として―、2014.
- 13) 藤原正範:司法福祉学の本質と対象領域に関する考察. 鈴鹿医療科学大学紀要. 13. 73-84. 2006.
- 14) 滝沢香:権利擁護活動における社会福祉士と弁護士の連携,月刊福祉,95(8),27-30,2012.

(受付日 2017年9月29日)

(受理日 2017年12月6日)

Abstract

Purpose: The purpose of this research was to clarify the perceptions of collaboration among the staff of the community comprehensive care center, attorneys, and judicial scriveners aimed at ensuring smooth practice of judicial social work for protecting the rights of the elderly and persons with disabilities.

Methods: An anonymous, postal, questionnaire-based survey involved 455 individuals, including the staff of the community comprehensive care center, attorneys, and judicial scriveners in A Prefecture was implemented.

Results: Significant differences were observed across professions, in the analysis of their responses to whether participants were familiar with the phrase, "judicial social work" or had been involved in judicial social works. The maximum number of positive responses was obtained from attorneys, whose collaborations were triggered by their daily operations as adult guardians or their participation in workshops on judicial social work.

Discussion: Gaining a full understanding of each other's work and sharing information on a regular basis are necessary for smooth collaboration. Judicial social work can possibly be strengthened by providing opportunities for joint training across professions and ensuring active participation of staff from all the three professional spheres.

Key words: Judicial Social Work

Community Comprehensive Care Center

Attornevs

Judicial Scriveners

Collaboration